

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和7年度第4回都市計画審議会
日時	令和8年3月27日(金) 午前10時～午前10時45分
場所	芦屋市役所 東館3階 大会議室
出席者	会長 三谷哲雄 委員 織田澤利守、本塚智貴、島村健、上田孝治、渡部健一、福井健人、 田原俊彦、浅海洋一郎、福井美奈子、ひろせ久美子、 香川清和 芦屋市 御手洗副市長、谷垣技監、島津都市政策部長 (事務局) 柴田都市政策課長、小栗都市政策課課長補佐、 中田都市政策課係長
事務局	都市政策課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 事
 - (1) 委員出席状況報告・会議の成立報告
 - (2) 署名委員の指名
 - (3) 議 題
 - ア 諮問事項
 - ① 諮問第1号
阪神間都市計画 用途地域の変更
 - ② 諮問第2号
阪神間都市計画 高度地区の変更
 - ③ 諮問第3号
阪神間都市計画 地区計画の変更
 - ④ 諮問第4号
阪神間都市計画 景観地区の変更
 - ⑤ 諮問第5号
芦屋市都市計画マスタープランの見直し
- 4 その他
- 5 閉 会

2 提出資料

- 資料1 阪神間都市計画 用途地域の変更
- 資料2 阪神間都市計画 高度地区の変更
- 資料3 阪神間都市計画 地区計画の変更
- 資料4 阪神間都市計画 景観地区の変更
- 資料5 芦屋市都市計画マスタープランの見直し

3 審議内容

○事務局(柴田) それでは、定刻となりましたので、芦屋市都市計画審議会を開催させていただきます

す。本日の審議会の進行を務めさせていただきます都市政策課の柴田でございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

会議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。事前に送付させていただいております「資料」と、本日お席の方に、「会議次第」、「名簿」、「出席者配席図」「諮問書の写し」を配布させていただいておりますが、揃っておりますでしょうか。

それから、本日の議題の「芦屋市都市計画マスタープランの見直し」について、業務支援をいただいている、株式会社都市・計画・設計研究所さんにご同席いただいております。

それでは、会議次第に従いまして進行をさせていただきます。「会議次第の2」でございますが、恐れ入りますが、三谷会長からご挨拶を賜りまして、その後、引き続き、「会議次第の3 議事」につきまして、進行をお願いいたします。

○三谷会長 皆様、おはようございます。年度末のお忙しい中、第4回芦屋市都市計画審議会にご出席いただきありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、「会議次第の3 議事」に移りたいと思います。

まず、会議の公開についての取り扱いでございますけれども、本市の情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で出席委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き原則公開としております。

この一定条件とは同条例第19条第1項第1号では、非公開情報が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合、同項第2号では会議を公開することにより、当該会議の公正または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合と規定されております。

本日の議題につきましては特に非公開にするものはございませんので、公開するというようにしたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、公開ということにさせていただきます。

本日、傍聴者はおられますか。

○事務局(柴田) 本日、傍聴希望者はおられません。

○三谷会長 それでは、議事を進めます。

まず、事務局から本日の会議の成立について、ご報告願います。

○事務局(柴田) 本日の出席状況ですが、委員14名のうち、12名ご出席ということで、過半数を超えておりますので、会議は成立しております。

○三谷会長 次に、本日の会議録の署名委員の指名でございますが、福井健人委員とひろせ委員にお願いしたいと思います。お二人の委員様、よろしくお願いいたします。

次に議事(3)の議題に進ませさせていただきます。本日の議題は、会議次第に記載されておりますとおり、諮問事項5件ございます。できる限り円滑に議事を進行させていただきますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項の第1号から4号は関連するものでございますので、一括して審議いただきたいと思います。それでは、諮問第1号「阪神間都市計画 用途地域の変更」他3件について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(小栗) それでは、諮問第1号から第4号までの「用途地域、高度地区、芦屋景観地区、南芦屋浜地区地区計画の変更」について、まとめて説明させていただきます。都市政策課の小栗と申します。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

事前にお配りしております資料のインデックスの①から④までが「用途地域、高度地区、芦屋景観地区、南芦屋浜地区地区計画の変更」に関する内容となっております。

前回の都市計画審議会にご説明した内容から大きな修正はございませんので、インデックスごとの資料の説明は省略させていただきますが、都市計画の変更内容について、簡単ではございますが、振り返りをさせていただきます。

資料の7ページをご覧ください。今回変更する箇所が、2か所ございまして、資料の位置図に①、②と示している場所となります。①の変更概要としましては、こちらの区域は約1.3haの未利用地でありましたが、土地利用計画が確定したことに伴い、用途地域、高度地区、地区計画の変更を行うものです。内容としましては、低層の戸建て住宅が28戸程度、建築される予定となっております。用途地域は「第1種低層住居専用地域」、高度地区は「第1種高度地区」、南芦屋浜地区地区計画は、地区整備計画において「低層住宅地区」の区域に位置づけるものとしております。それともう一つ、①の海に面した「護岸」の一部を、地区計画における地区施設に定めるものです。現在の護岸所有者である兵庫県企業庁により、親水性のある一般開放された歩行者空間として整備された後、新たな事業者へ譲渡される見込みであることから、土地の所有者に関わらず、将来にわたり快適な歩行者空間が維持・充実されるよう、地区整備計画において護岸の一部を「親水遊歩道」として地区施設に定めるものでございます。

2つ目の変更箇所となる、②の変更概要としましては、護岸の嵩上げ工事によって、区域区分の境界となっている護岸の位置が変更されたことに伴い、現在兵庫県において、区域区分の変更の都市計画手続きを行っているところとなります。その区域区分の都市計画変更に合わせて、用途地域、地区計画、景観地区の区域の変更を行うものです。変更面積としては、約0.01haと僅かであるため、それぞれの地区の計画書に表れる面積に変更はございません。以上が変更内容の概要となります。

なお、計画書の表現を一部修正した箇所がございますので、ご説明いたします。資料の33ページをご覧ください。地区計画の計画書の、地区施設の整備の方針の部分でございしますが、「マリナ水域に面する一部の護岸については、」としていた表現を、「護岸の一部」と、より適切な表現に改めております。修正箇所はこの1点のみとなります。

次に、前回の8月21日に行った都市計画審議会以降の流れについてご説明いたします。資料10ページのスケジュール表をご覧ください。前回8月の都市計画審議行の後、知事協議を行いまして、その後、1月から2週間の法定縦覧を行い、本日の都市計画審議会に至ります。資料の8ページをご覧ください。こちらは知事協議の回答文書となります。こちらは用途地域の回答文書となりますが、そのほかの、高度地区、地区計画、景観地区のいずれについても同様に、異存はございませんでした。

次に、資料の9ページをご覧ください。都市計画法第17条第1項の規定による案の縦覧、令和8年1月13日から27日までの2週間で、都市政策部都市戦略室都市政策課で行いましたところ、縦覧者、意見書の提出はございませんでした。こちらの法定縦覧につきましても、用途地域、高度地区、地区計画、景観地区のいずれについても同様に、縦覧者、意見書の提出はございませんでした。資料の42ページをご覧ください。地区計画におきましては、知事協議の前に、地区計画策定に関する条例に基づいた、縦覧を行っております。資料の41ページをご覧ください。縦覧期間は、令和7年9月8日から22日までの2週間、縦覧場所は都市政策部都市戦略室都市政策課で行いまして、縦覧者、意見書の提出はございませんでした。

以上のことから、縦覧を行いました用途地域、高度地区、景観地区、地区計画の変更案の内容に修正はございませんので、今回お示ししている変更案のとおり、本日、諮問いたします。

最後に今後のスケジュールにつきまして、資料10ページをご覧ください。本日の都市計画審議会でご審議いただき、同意の答申がいただければ、先に説明しました現在兵庫県の方で進めている区域区分の変更手続きが4月1日付での変更の決定告示予定となっておりますので、それに合わせて4月1日付で、変更の決定告示を予定しております。説明は以上となります。

- 三谷会長　ご説明いただいた内容につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。
- 本塚委員　33ページ、計画書の中の、「一部の護岸」の文言の変更について、今後、事業者が変わったとしても、永久的に親水空間として使われるところを、ある程度絞った状態というイメージだったのが、そこが一部の護岸と表現すると、少し広いイメージという誤解を生んでしまうということでの修正だと思いますが、これはどこから出てきた修正内容ですか。内部で確認したときですか。
- 事務局（柴田）　委員おっしゃっていただきましたように、内部で最終の点検をしている中で少し誤

解を生む可能性があるということで修正いたしました。

○三谷会長 その他いかがでしょうか。

○島村委員 芦屋ビーチに面した100㎡ぐらいの用途地域の変更する部分は、開発予定と言いますか、住居になる見通しなどがあるのでしょうか。

○事務局（柴田） 当該場所は県護岸部分になりまして、もともとコンクリートの護岸がありましたけれども、護岸の嵩上げ工事により隅を切るような形になり、市街化区域としては、陸地の端をとっていくライン取りをしている関係がございまして、隅切りの部分が増えたという様なものです。この部分につきましては、宅地利用がされるということではなくて、護岸の構造物があるという状態となります。

○三谷会長 その他如何でしょうか。よろしいでしょうか。ないようですので、諮問事項の第1号から第4号につきまして、皆様にお諮りしたいと思います。

それでは4件の諮問に対しまして、先ほど事務局から提案がございました、原案の内容で答申をすることに対してご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三谷会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、諮問第1号から第4号につきまして、原案のとおり答申することを決定いたします。ありがとうございます。

○三谷課長 それでは、次に、諮問第5号「芦屋市都市計画マスタープランの見直し」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（中田） それでは、「芦屋市都市計画マスタープランの見直し」について、説明をさせていただきます。都市政策課の中田と申します。よろしくをお願いいたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

都市計画マスタープランは計画期間を10年とし、中間時点で必要に応じて見直しを行うこととしております。現在の都市計画マスタープランは、前回の改定から概ね5年が経過することから経年変化に伴う見直しを行っております。

近年、全国と同様に本市においても、人口減少・少子高齢化の進展や、公共施設などの更新費用増加による財政への影響が、都市づくりにおいて大きな課題となっております。この課題に対応するために長期的な誘導による都市構造の再編を図る立地適正化制度が国によって創設されております。

本市においても、これらの課題に対応するため、これまでの都市計画マスタープランによる「整備による都市づくり」の視点だけでなく、持続可能な都市経営の視点を持つ立地適正化制度を活用した、持続的な発展を可能とする目指すべき都市像の実現に向けた指針として「持続可能なみらいの都市づくりビジョン」を令和7年6月に策定しました。

今年度、現在の都市計画マスタープランの中間見直しを行うとともに、「持続可能なみらいの都市づくりビジョン」を都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画とするために必要な事項を定め、これまでの都市計画マスタープランと一体的な計画として策定作業を進めてきました。

前回の都市計画審議会では、立地適正化計画を含む都市計画マスタープランの原案をご審議いただき、その後、市民意見募集を行っております。

本日は、前回の都市計画審議会においてご指摘いただいた内容につきまして、その修正箇所の説明をしたのち、市民意見募集の結果についてご説明させていただきます。

資料のインデックス⑤から「芦屋市都市計画マスタープランの見直し」の内容となっております。167ページをご覧ください。

なお、本日の資料全体を通して、ページ数が2段になっている資料につきましては、下段のページ数をご参照ください。

まず、本計画における誘導施策については、それぞれの誘導区域に対して居住や都市機能を維持・誘導するための施策であるため、そのことが伝わりやすいよう表現の追記・修正を行っております。

次に、177ページをご覧ください。

災害ハザード情報についてですが、常に最新の情報を見られるように、QRコードなどを掲載してはどうかというご意見をいただいたため、芦屋市ホームページにある防災情報マップ（ハザードマップ）に関するページのURLとそのQRコードを掲載しております。

189ページをご覧ください。

「居住や都市機能の誘導にかかる指標及び目標値」において、参考として居住誘導区域内人口と総人口の将来推計値を掲載していましたが、資料だけでは何のために記載しているのかわかりにくいのではないかとご意見をいただいたため、数字のみの記載であったものをグラフ化し、推計人口だけでなく目標人口を加えた形に改めております。なお、評価指標としている「居住誘導区域内の人口密度」の目標値は、※1に記載していますように、この目標人口から算出しております。

前回の都市計画審議会でのご指摘による修正箇所についてのご説明は以上となります。

また、今回、191ページ以降に資料編をお付けしておりますが、現在の都市計画マスタープランから新たに防災指針検討資料を追加しております。主に、本編では省略した、災害リスクと都市の情報の重ね合わせ分析について掲載しております。

ここで、資料の修正についてお知らせします。212ページ以降の災害リスクと都市の情報の重ね合わせ分析ですが、お示ししている浸水が想定される施設は地域防災計画と整合を図っており、防災指針に影響はございませんが、地図上のプロット位置に一部修正があることが直前にわかりました。計画公表の際には再度精査を行った上で、修正し公表させていただきます。申し訳ありませんでした。

それでは、「芦屋市都市計画マスタープラン」原案に対する市民意見募集の実施結果について、ご説明させていただきます。

53ページをご覧ください。

「芦屋市都市計画マスタープラン」原案に対する市民意見募集は、1の「募集期間」に記載のとおり、令和7年12月15日から令和8年1月23日にかけて実施しました。

市内9か所を閲覧及び資料の配布場所とするとともに、市ホームページでも閲覧できるように原案を掲載しました。

周知方法としましては、市ホームページ、広報あしや12月号、スマートフォンアプリ「LINE」などのほか、12月5日から12月18日の間ではありますが、市内に77箇所ある広報掲示板に募集記事を掲載しております。

意見の提出方法としましては、市ホームページの意見募集専用フォームによる提出、窓口への持参、ファックス、郵送の4つの方法があります。

今回の市民意見募集の結果、6人から合計28件の意見の提出があり、「ご意見の内容が原案に盛り込まれている」ものが2件、「いただいたご意見を踏まえ原案を修正する」ものが4件、「原案のとおり」とするものが22件としております。

それでは、今回提出されたご意見と、それに対する市の考え方について、ご説明させていただきます。

資料の69ページ以降に、計画改訂案を付けておりますので、適宜ご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

連番1、2は、気候変動に関するご意見となっております。気候変動の影響に対して改めてまちづくりを考え直す必要があり、気候変動に対応する都市環境の見直しの観点から、樹冠被覆率を向上することについてご意見をいただきました。市の考え方として、本計画において、気候変動に関する課題認識を示していること、自然環境・都市環境の保全・形成方針にその取組を示していることを記載し、意見の取扱い区分は「原案のとおり」としております。

連番3、6、8は、景観や街並みの形成に関するご意見となっております。このうち、連番3、8については、市の考え方として、ご意見に対する市の考えや、本計画に示されている箇所の説明を記載し、意見の取扱い区分は、それぞれ「原案のとおり」「原案に盛り組み済み」としております。また、連番6については、本計画における「芦屋らしい景観が継承されにくい課題」の記述に、原因の

追記を求めるとなっており、「市の考え方」の欄に記載のとおり原案を修正することとしております。これは、昨年度に策定した「持続可能なみらいの都市づくりビジョン」で整理をした課題になりますが、本計画に記載する際に省略したことにより伝わりにくくなっていましたので追記修正をしております。

連番7、9、10、17では、自然環境に関するご意見をいただいております。北部地域の自然環境における貴重種について追記することや、北部地域を含めた芦屋の景観の最大要素である自然環境、自然資産の保全について本計画に記載を求めるとのご意見です。市の考え方として、まちづくりの目標の考え方や、多様な動植物の生息やその保全について北部地域の現状やまちづくりの方針に示されていること、自然景観が本市の景観構造の基本であること、市民の環境保全への理解を深める取組について記載し、意見の取扱い区分は「原案のとおり」としてしております。

連番4、5、13、16、20では、防災に関するご意見をいただいております。住宅の耐震化や地域防災力の向上、避難経路、避難所機能に関するご意見で、うち4件は、それぞれのご意見に対する市の考え方や取組について記載し、取扱い区分を「原案に盛り込み済み」または「原案のとおり」としてしておりますが、連番16の地域防災力の向上に関する記述の意図が明確に伝わらないとのご意見を受け、「市の考え方」の欄に記載のとおり原案を修正することとしております。

連番11、12は、土地利用の方針に関するご意見となっております。低層住宅地における、戸建て住宅地と集合住宅地の住環境や景観との調和の観点から、それぞれのあり方についてのご意見。そして、商業地において、多世代に利用される活気あるまちづくりを望むご意見をいただいております。市の考え方として、現行の制度や拠点となる駅周辺の整備方針・計画について記載し、意見の取扱い区分は「原案のとおり」としてしております。

連番14、15は、公共施設等の維持管理に関するご意見となっております。民間活力の導入に関して行政のノウハウや力が損なわれることを危惧するご意見と、公園・緑地の維持管理に関して管理状況や主体、市民との協働についてのご意見をいただいております。いずれも市の考え方として、市の見解や現状、取組について記載し、意見の取扱い区分は「原案のとおり」としてしております。

連番18は、北部地域に関するご意見となっております。奥池地区について、地理的、歴史的経緯を踏まえた、自然環境や住環境、景観や防災の観点での丁寧な位置づけや、今後の具体的施策の検討を求めるとご意見をいただきました。市の考え方として、地域別構想での位置づけを記載するとともに、地域特性を踏まえた防災の現状や取組、自然環境の保全に関する取組を記載し、意見の取扱い区分は「原案のとおり」としてしております。

連番19は、芦屋浜地域に関するご意見となっております。高層住宅群について、開発から40年以上経過し、住環境の変化や居住者の高齢化などの現状から、将来に向けた良好な住環境の継承・形成について提案するご意見をいただきました。市の考え方として、現在取り組んでいる内容について記載し、意見の取扱い区分は「原案のとおり」としてしております。

連番21から28は、文章の表現に関するご意見をいただいております。ご意見にありますように、読み手に伝わりやすい文章にすることは大切だと考えておりますので、再度精査し、連番22と27のご指摘の文章について、句点の追記修正をしております。

市民意見募集の実施結果の説明は以上でございます。

なお、資料53ページから68ページの市民意見募集の実施結果の資料については、3月1日から市ホームページにて公表しております。

都市計画マスタープランの改訂案につきましては、市民意見募集以降に精査を行い、そのほかの字句及び表現の修正もあわせて行っておりますが、内容の変更はございません。

修正内容を反映した計画改訂案を69ページ以降にお付けしております。この改訂案で本日諮問させていただき、同意の答申がいただければ4月1日に公表を行う予定としております。

なお、計画の公表とともに、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画による届出制度の運用が開始されます。誘導区域内外における一定の開発行為等が届出の対象となるため、市ホームページで

は昨年9月から、また、今年3月の広報紙に届出制度が開始予定であることを掲載し、事前の周知を図ってきたところです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 三谷会長 ご説明いただいた内容につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。
- 三谷会長 資料を少し見させていただいている間に、私の方から確認です。冒頭お話のあった、重ね合わせ分析の図面が少し間違っていたというのは、事前送付いただいた資料にはまだ反映されていないということでしょうか。
- 事務局（柴田） 会長におっしゃっていただいたとおりであります。精査してからということではあったのですが、資料の事前送付をした後に一部修正箇所が見つかりました。図で施設をプロットしているところがありますけれども、システムから図に書き出すときに、技術的にプロットの位置が一部ずれたところがありまして、具体的な施設との照合をした際に発覚いたしました。データとしましては、防災指針を検討する際の施設数ですとか、そういったカウントとしては影響を受けませんが、表現として、今お配りしている資料の図のプロット位置に若干の修正がある状態です。その図の具体施設名は資料としてお出ししていませんが、地域防災計画と一致したものになっています。そのリストと見比べたときに、皆さんご存じの病院と少しずれてあるとか、そうしたことがございまして、そのあたりは、精査した上で公表するという形を考えておりますので、お手元にある資料編の図のところだけはお取扱いにご注意をいただけたらと思います。大変申し訳ございません。
- 三谷会長 わかりました。そうしますと、この審議会の中で原案としているものは、その修正が終わった後のもの、と認識すればよろしいですか。
- 事務局（柴田） はい。
- 三谷会長 わかりました。
- 三谷会長 そうでしたら、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。
- 上田委員 些末なことではあるのですが、通しの190ページ、「(2) 防災指針にかかる指標及び目標値」のタイトルに「下線」が必要ではないですか。
- 事務局（柴田） 申し訳ございません。修正いたします。
- 上田委員 それと、191ページ、資料編の3番のタイトル「改定の経緯」なんですけど、246ページを見ると「改訂」の「訂」が違うので揃える必要があると思います。
- 事務局（柴田） ご指摘ありがとうございます。
- 三谷会長 その他いかがでしょう。
- 緒田澤委員 市民意見を拝見して、非常によくマスタープランを見られて丁寧なコメントが多いなという印象で、個別の意見への対応については、ご説明いただいた内容で問題ないと私自身は思っているのですが、この中に非常に重要な視点がいくつか書かれていて、例えば、うちの防災どうしてくれるのかとか、これはマスタープランの問題じゃなく、こういったご準備されている無料耐震診断とか、こういった制度がどの程度市民の皆さんに認知されているのかとか、或いは、他にも何かいろいろあったかなと思って拝見しましたが、例えば、自主防災組織の砂上の楼閣化とか、マスタープランにはなかなか言葉としてどうするのかというところですけど、やはり市民の皆様がこういう問題意識を持っていることに対して、例えばこういうコメントが、都市計画部局のそれぞれの担当課に共有される仕組みがあるのかとかですね、そういったところをお伺いしたいです。
- 事務局（柴田） 市民の方々がマスタープランをお読みになって、日ごろ感じているところをご意見としてお出しただけのものと考えていますし、また、特に都市計画マスタープランだとか、上位計画になればなるほど多分野の計画に跨ると言いますか、他部署の扱う内容も多くありますので、こうしたときには、関連する業務を担っている各課と、現状として、どういう状況あるのかというのを確認しあいまして、市の考え方を作成しており、各課にこういった意見があることを共有させていただいております。また、身近な防災に関して、制度はあるけれども周知の方が難しいとか、制度はあるけど機能としてどうなのかとか、1人の方のご意見ではありますけれども、そういった風に受け止め

られているのだというのは真摯に受け止めて、どのように周知するのか、参画いただくのかなどのヒントにさせていただきたいと思います。

○緒田澤委員 市民自治として、このような形で、参画いただくっていうのは非常に理想的な形ですし、ご意見を拝見すると、芦屋市民の皆様の意識の高さを非常に痛感していますので、役所なんかにも言っても、どうもならないしといった感覚になってしまうと、そもそもの市民自治の、根幹に関わることでありますので、ぜひ、共有いただいて、市政に反映できればと思います。

○三谷会長 その他いかがでしょうか。

○本塚委員 今の話に合わせてですけど、この意見の53ページ以降の回答につきましても、ホームページ上で公開されているということですが、その時に、意見をくださった方に対しては他部局にも共有していることがきちんと伝わるような文言で言っているのかどうかということ。

そうでないと、その回答自体は他部局と連携してきちんと作られていると思いますが、住民さんからすると、担当部署には伝わってなくて、自分でもう1回言わないといけないのかがわからなかったりすると、せっかくここまで丁寧に行っているのに、回答として、一番頭出しとしては不十分かなと思いました。回答するときに、「いただいた意見に対しては、各課とも共有しています。」という一言が入っているかどうかだけでも違うと思います。

○事務局(柴田) パブリックコメントの制度としてどういう表現にしていけるかは参考にさせていただきたいと思いますが、市の考えとして回答していますので、市各部署に共有することは大前提としていますので、断り書きはないという状況でございます。

○本塚委員 住民からすると、本当に共有されたかわからないと思う。行政は縦割りで、こちらにも言わないといけないとなると、祖語も生まれることにもなるので、些細なことだが一言あってもいいかなという意見です。

○三谷会長 その他ありますか。

○島村委員 ご説明ありがとうございます。85ページの人口の推定のところですけれども、2020年までは国勢調査。2025年以降は芦屋市推計と書いてありまして、高齢化率が2050年で頭打ちになり、右肩下がりになり、生産年齢人口は2050年から上昇に転じ、10年間で3%ぐらい。そういうシナリオに、どういう根拠でなるのかその旨の記述がないことが気になったのですが。つまり、2050年以降、問題が改善されるという見通しだと思いますが、理由がわかれば、教えていただきたい。

○事務局(柴田) 人口推計に関しましては、所管している課が人口推計について公表をしており、そのなかで詳しくは述べているところでして、この都市計画マスタープランでは理由などの説明をしておらず推計結果を用いているものでございます。

○島村委員 わかりました。

○三谷委員 その他いかがでしょうか。

特にないということでございますので、この諮問第5号につきましてお諮りしたいと思います。

今日、上田委員からのご指摘や、事務局からの説明にあった間違い等、一部修正がありますが、ここでは修正を終えたものを原案と認識をしまして、それについてお諮りしようと思います。

そうしましたら改めまして、この諮問第5号に対しまして事務局から提案がございました原案の内容で答申をするということにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三谷会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、諮問第5号につきまして原案のとおり答申をするということを決意いたします。皆様、熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

それでは次に「会議次第の4 その他」ですが、事務局から何かございますか。

○事務局(柴田) 次回の審議会の開催ですが、6月下旬ごろを目途に開催を予定しております。現時点での議題としましては、六麓荘町地区の地区計画の諮問を予定しております。以上でございます。

○三谷会長 その他委員の皆様から何かございますか。

○三谷会長 特にならぬのでございますので、以上で本日の審議会を閉会いたします。皆様どうもありがとうございました。